

## はじめに

京都府では、府民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識のもと、平成17年12月に京都府食の安心・安全推進条例（平成17年京都府条例第53号。以下「条例」という。）を制定しました。

この条例では、食の安心・安全に関する府及び食品関連事業者の責務や府民の役割を明確にするとともに、条例第5条の規定により食の安心・安全の確保に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための行動計画（以下「行動計画」という。）を定めることになっています。

平成19年度から平成21年度までの行動計画においては、府民に府内産食品（農林水産物を含む。）を安心であると感じてもらえるよう、「安心・安全の基盤づくり」、「安心・安全の担保」、「信頼づくり」という3つの事項を柱として、鶏卵・鶏肉のトレーサビリティシステムやきょうと信頼食品登録制度の推進、残留農薬や食品添加物等を検査する食品衛生監視など、生産から流通を経て消費に至るまでの食の安心・安全を確保する総合的な取組を実施し、おおむね目標を達成しつつあります。その一方で、食の安心・安全に対する信頼を失わせるような全国的な事件が相次いで発生している状況があります。

平成21年9月には、消費者行政を一元的に取り扱う消費者庁が設置され、食を始めとして消費者の安心・安全を確保する取組を国、地方を挙げて展開することが求められています。

こうした中、さらに食の安心・安全確保に向けて着実な対策を実施するため、これまでの成果や課題を踏まえ、条例第5条の規定により行動計画（平成22年度～24年度）を策定します。